

# 役員等の報酬、手当及び旅費に関する規程

(平成25年4月1日制定)

(沿革) 平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成31年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日一部改正、令和6年4月1日一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）定款第15条第3項並びに第31条第1項及び第3項の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び旅費に関する必要な事項を定めるものとする。

## (報酬、手当を支給する役員の範囲)

第2条 定款第31条第1項ただし書に規定する理事及び監事は、定款第24条第2項に規定する理事長、同条第3項に規定する専務理事、常務理事及び技術担当理事並びに同条第1項第2号に規定する監事とする。

## (報酬、手当)

第3条 前条に規定する理事及び監事のうち協会を主たる勤務先として日常的に協会の監査を行う監事には、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、兵庫県から派遣された理事長、専務理事及び常務理事については、兵庫県と締結した「職員の派遣に関する協定書」に基づく給料及び諸手当を支給する。

2 公認会計士の資格を有する非常勤の監事には、職務の執行に応じた報酬を支給する。

3 役員等には、退職手当を支給しない。

## (報酬、手当の額及び支給方法)

第4条 前条第1項による理事及び監事の報酬及び手当（通勤手当を除く。以下「報酬等」という。）の額は、別表1に定める額の範囲内で評議員会において決定する。

2 前条第1項による理事及び監事の通勤手当の額は、「職員給与規程」に定める例により算定した額とする。

3 前条第2項による監事の報酬の額は、別表2に定める額とする。

4 報酬及び手当の支給方法については、「職員給与規程」の適用を受ける者の例による。

## (旅費)

第5条 役員等が業務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及び支給方法は、「職員旅費規程」の適用を受ける者の例による。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、規程の実施に関する必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成17年4月1日制定の「役員等の給与及び旅費規程」は廃止する。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

区分	勤務形態	報酬等の年額
理事長	週5日	800万円以内
専務理事（県派遣）	週5日	1,010万円以内
常務理事	週5日	1,450万円以内（2名分）
	週4日	610万円以内
技術担当理事	週4日	440万円以内
監事	週3日	330万円以内

別表2（第4条第3項関係）

区分	報酬の額
監事	1時間当たり 12,000円